

令和6年度 第4回 横浜市環境影響評価審査会 会議録

日 時	令和6年7月11日（木）9時30分～11時18分
開催場所	横浜市役所18階 みなと1・2・3会議室
出席委員	奥委員（会長）、菊本委員（副会長）、稲垣委員、片谷委員、田中修三委員、田中伸治委員、中西委員、藤井委員、藤倉委員、宮澤委員、横田委員
欠席委員	上野委員、酒井委員、田中稲子委員、水嶋委員
開催形態	公開（傍聴者 4人）
議 題	1 川崎事業所（扇町地区）火力発電設備リプレース計画（仮）計画段階環境配慮書について
決定事項	令和6年度第3回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する。
議事	<p>1 令和6年度第3回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定した。</p> <p>2 議題</p> <p>（1）川崎事業所（扇町地区）火力発電設備リプレース計画（仮）計画段階環境配慮書について</p> <p>ア 意見聴取の依頼</p> <p>イ 計画段階環境配慮書に係る手続について事務局が説明した。 質疑 特になし</p> <p>ウ 計画段階環境配慮書について事業者が説明した。</p> <p>エ 質疑</p> <p>【奥会長】 御説明どうもありがとうございました。それでは、委員の方からただいまの説明内容に対して、御質問や御意見がありましたらお願いしたいと思っております。挙手をしていただきましたら、私の方から指名をさせていただきます。いかがでしょうか。片谷委員、どうぞ。</p> <p>【片谷委員】 御説明ありがとうございました。念のための確認のような質問になってしまいますけれども、今回の事業はリプレースと最初から掲げられていますから、既存の施設があって、その一部の施設を取り替えるような事業になるという理解でおります。スライドの11ページに燃料の変更が示されておりまして、出力としては今回の事業によって少し増えるわけですけれども、燃料が元々石油コークスをかなり使っておられるということで、それがなくなって水素や天然ガスになるので、環境負荷としては減らせるという判断の下に、この事業計画が作られているという理解でよろしいですね。</p> <p>【事業者】 はい。その認識です。</p> <p>【片谷委員】 窒素酸化物が影響を及ぼす可能性はあるので、それに関しては別途アンモニア等を使った対策を適用することで、その影響が増えるということも回避する計画であるという理解でよろしいですか。</p> <p>【事業者】 はい。その認識です。</p> <p>【片谷委員】 そういうことが確認できれば、今の段階はまだ配慮書ですので、詳細はこれから少し変わる可能性はあるかもしれませんが、このまま進むということであれば、少なくとも現況よりも環境負荷は減る方向の事業であるという理解でよろしいかと思われました。私はそういう判断で</p>

ございます。妥当な環境配慮がされた事業であるというふうに、私は解釈したということ意見を意見として申し上げておきます。以上です。

【奥会長】

ありがとうございます。片谷委員の最初の御質問と関連して、もう少し御説明をいただいております方が良いかと思う点がございます。

まず1点は、都市ガスと水素を混焼されるということですが、そもそも水素についてはオーストラリアから運んでくるということですか。オーストラリアでどのように作られた水素か。グリーン水素なのか、ブラウン水素なのか、水素にもいろいろありますので、そこについて御説明をいただいた方が良いかと思っております。

それからもう1点は、都市ガスと水素の混焼割合です。まだ明確には定まっていないかもしれませんが、今想定されている混焼割合がどの程度なのかということところです。そこについても御説明をいただいた方が良いかと思っております。

あと、もう1点あります。今回リプレースしたことによって、二酸化炭素排出量を現在より年間24万t以上削減することを目標にされているということです。これは先ほど御説明があったように4号をリプレースして、新しくなってその出力も大きくなり、その大きくなった分は同じグループの他事業所へ送るということでした。この年間24万tというのが川崎事業所で削減できる分ということではなく、同じグループの他の事業所での削減分を含めての年間24万tなのか、そこを明確に、スコープのところなのでしっかり御説明いただいた方が良いかと思っております。

3点について、片谷委員の御質問との関連でお願いいたします。

【事業者】

まず1つ目の水素の製造方法でございますけれども、明確にこういう製造方法ということが弊社内に下りてきてないところもございますけれども、ブルー水素又はグレー水素で供給していただくということにしております。弊社にパイプラインで供給していただく他社、今は川崎重工業(株)の系列会社で進めておりますけれども、調達の方法はそこにお任せしております。ブルー水素又はグリーン水素の分類で送っていただくことは確約を取るという大前提で、パイプラインで受け取ることにしております。製造方法については、弊社側に正確に開示されていないというのが現状ですので、ここで詳細な説明をできるかといいますと、まだできない状態です。

2つ目の混焼割合については、心臓部である燃焼器、ガスタービンの燃焼器の技術の進歩というのがまだで、誤解されるかもしれないですが、ボリューム(容積)比率では30%、熱量換算比率で10%ということになります。熱量換算比率で話をさせていただきますけれども、今は最終的には専焼化、(水素)100%という形で、2050年度ベースではそこまで持っていくような技術の確立を目指すということで進めておりますが、2030年度の実用、実装ベースでは、やはり熱量換算比率で10%というところが現実的な線であるために、このアセス上では10%で記載をさせていただいております。配慮書では、容積比率で30%という記載をしております。

3つ目ですけれども、年間24万tは他事業所も含めてグループとしての削減という記載にしております。川崎事業所ではほぼ同等です。今ガスタービンの設計を進めている中で、CO₂(二酸化炭素)が正確に何tになるかはもう少し見定めが必要なのですが、ほぼ同等の形で川崎事業

所は考えておりました、グループ全体として年間 24 万 t という記載をさせていただきます。

【奥会長】 ありがとうございます。水素はグレーとブルーとおっしゃいましたか。

【事業者】 すみません。グレーではなくグリーンです。

【奥会長】 グリーンとブルーですね。分かりました。

【事業者】 (ブルー水素について) C C S (Carbon dioxide Capture and Storage、二酸化炭素の回収・貯留) にするか、C C U S (Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage、二酸化炭素の回収・有効利用・貯留) にするか、その辺りは私どもの方に正確な製造工程の部分が下りてきてないところがありますが、そのままCO₂をオーストラリアの方で放出するという事ではないはずで。

【奥会長】 分かりました。そこも今後、詳細を確認していただく必要があるかと思えます。グリーンであればCO₂は排出されないということなので、地球全体で見ても問題ないと思えますけれども、ブルーですと化石燃料を扱って作る水素ですよ。ただそのCO₂は回収するという事で、外には出さないということなので、本当にブルーなのか。そうではなくもしかしたらグレーなのか。グレーだと大気中にCO₂を排出してしまうことになるので、そこはやはり大きく違うと思うのですよね。

【事業者】 そこは大前提だと思っています。グレー(水素)であればこの事業をやらないという大前提だと思っています。

【奥会長】 そういったところを明確にお答えいただけるように、今後、詳細を詰めていっていただければよろしいかと思えます。私が先に質問してしまいました。宮澤委員、どうぞ。

【宮澤委員】 どうもありがとうございました。私も基本的に燃料の水素について、それを使うこと自体は多分問題ないのしょうけれども、それを製造する過程でブルーとかあるようだけれども、CO₂の問題がないのか。それから製造過程で副産物、環境に悪影響を与えるような副産物を排出するということはないのか。その辺りについて、今回主に(水素と都市ガスを)使うわけですから、多分大きな問題はないと予想しますが、概略をきちんと説明していただければと思っています。

それからもう一つ、今回はリプレースという扱いです。先ほども片谷委員から指摘がありましたけれども、10 万 kW くらい増加します。こういう場合であっても、なおリプレースの扱いで良いかという辺りについて、事業者でよろしいのか、あるいは事務局なのか分かりませんが、簡単な説明でも結構ですので、これは説明を記載された方がよろしいのではないかと思います。

それから、窒素酸化物の濃度についてはあったのですが、これは相対的に相当な発電量ですので、総量的にも問題はないのかということが気になっております。これは片谷委員の方で分かりましたら教えてください。以上、3つでございます。

【片谷委員】 私は回答する立場にはないので、これは事業者からお願いします。

【奥会長】 そうですね。(窒素酸化物が総量的に) 問題があるかないかですね。

【事業者】 3つ目の御質問についても一度、すみません。

【宮澤委員】 窒素酸化物の濃度については問題がないという説明がありましたけれ

ども、総量的には大丈夫なのでしょう。

【事業者】 総量ですね。それではお答えします。

1つ目の水素の製造工程について、カーボンフットプリント（Carbon Footprint of Products、製品単位の温室効果ガスの排出量）の部分は方法書、準備書という中で示して、水素供給をしていただく事業者の方にもヒアリングをかけて、しっかり担保を取って説明できるようにしていきたいと思います。

2つ目のリプレースかという定義付けについてです。今のところは仮での名称とさせていただいていますけれども、この辺りも定義付けという部分については一度、この名称で良いかどうか確認させていただきたいと思います。

3つ目の窒素酸化物です。これは設計思想の視点で説明させていただきますけれども、ここ（スライド 12 ページ）の窒素酸化物の排出量は現状で1基当たり 6.8m³N/h、それに掛けるボイラー2基分が現状です。将来、3号は現状のとおりで、それに加えてガスタービンのGT-A、B、C、Dとありますけれども、今ここ（スライド 12 ページ）に1.71m³N/h という数字を入れています。この合計値というのが（現状と）イコールで書いています。このガスタービンのGT-AからDの設計は、既存のトータルの窒素酸化物の排出量を絶対量として増やさないという大前提で、ガスタービンの設計をしていくという内容で書いております。実際には燃焼の部分のテストをしながら、窒素酸化物の確からしさということもありますので、その部分と脱硝設備の仕様を見極める必要があるのですが、基本的には大前提としては絶対量を増やさないという形で進めてまいります。

【奥会長】 宮澤委員、いかがですか。

【宮澤委員】 ありがとうございます。そうすると、窒素酸化物の総量は増やさないということで、減らす方向ではあまり考えていらっしゃるのですか。

【事業者】 水素は燃焼温度が高いので、窒素酸化物が増えやすい方向に行きます。ですから、水素専焼ベースで、1.71m³N/h という形を考えております。水素の混焼率が熱量換算比率で 10%ですから、それだけ減る方向ではあるとは考えております。

【奥会長】 よろしいですか。

【宮澤委員】 はい、結構です。

【奥会長】 1.71 m³N/h というのは、最大値として考えていらっしゃるのですね。

【事業者】 はい。その認識です。

【奥会長】 ありがとうございます。他はいかがでしょう。藤倉委員、どうぞ。その後に藤井委員でお願いします。

【藤倉委員】 先ほどの説明資料の22ページで、配慮書の地域特性の土壌汚染の件で訂正があったかと思えます（計画段階環境配慮書の事業者説明にて、スライド22ページの「(3)土壌及び地盤の状況」について、事業実施想定区域は形質変更時要届出区域に現時点では指定されていない旨の訂正があった）。実際の配慮書の要約書であるとか配慮書本体を見ますと、もし要約書を（画面）共有できれば23ページから24ページくらいなのですが、川崎事業所内で基準に適合しない特定有害物質が確認されたので、対策を実施中であると書いてあります。さっきは要措置区域があるとお

っしやったのでしょうか。その辺りをもう一度、何区域があつて、要約書の24ページの最初のところ（(3)の上の段落）にある対策を実施中というのが何をやっていらっしやるかを教えていただけますか。

【奥会長】 お答えをお願いいたします。

【事業者】 埋立地でございますから、埋立地特有のセレンとか^ひ砒素とかがございます。なので、今回の工事に当たりましては、もう一度地歴調査、あとは土壌分析をいたしまして、形質変更時要届出区域に区域指定していただきまして、土壌汚染対策法に応じた工事をしていく予定でございます。その汚染度合いによって、川崎市の方から指導を受けると思いますので、それに対応していきたいと考えております。

【奥会長】 この対策を実施中というのは、今何かやってらっしやるのでしょうかという御質問がありました。

【事業者】 一部^ひ砒素が多く含まれている箇所がございます。これは川崎市の指導を受けまして、遮水壁をつけている区域も中にはございます。そこは、定期的に川崎市に地下水の程度を報告しておりまして、川崎市の方も分析していただいてというような対策を今とっております。

今回の火力発電所の部分につきましては、まだそういった汚染の情報はございませんけれども、今後はきちんとメッシュを切って土壌汚染対策法に従った分析をして、そうしたものがあるのかないのかを含めまして対策を打っていききたいと思えます。

【奥会長】 藤倉委員、いかがでしょうか。

【藤倉委員】 今回の工事については、改めて土壌調査をされるということなので理解しました。今はまだ配慮書なのですけれど、これから本格的なアセスになる場合は、一つの要望として、どこに土壌汚染の遮水壁があつて、どの部分を今回は工事するのかという位置関係をしっかり準備書には記載を、マップとともにしていただけると良いかと思えますのでよろしくをお願いします。

【事業者】 承りました。ありがとうございました。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。では、藤井委員をお願いします。

【藤井委員】 はい、よろしくお願いします。

お願いごとみたいな話にもなってしまうのですが、スライド 16 ページを見ていただきたいのですが、2028 年で撤去及び整地と基礎工事が重なっているときがあります。現地（視察）でも、整備された裸地の状態がほぼ維持されることはないことをその場で確認をさせてもらいました。実際にこのあたりは結構危険な場所、言い方が正しいかどうか分からないのですが、配慮書の 110 ページに情報としてコアジサシのコロニーが確認されたことがあるということです。東扇島地区ですね。1990 年に 100 羽以下のコロニーと書かれていますが、1990 年以降もこの周辺で何箇所かコアジサシのコロニーができていたと記憶しています。実際、東京湾で営巣するコアジサシが春に渡ってくるときに、ここをちょうど通るのですよね。通るときに、ここにも裸地ができていた場合、そこに誘引されてコロニーを形成し始める可能性がすごくあります。ですから、お願いごとというのは、裸地ができるタイミング、整地をして手つかずの状態ができるタイミングです。できる限り 4 月下旬から 5 月にかけて、そういう場所が維持されないような状況を作っていた

だきたい。逆に誘引されてここにコロニーができ始めてしまうと、こちらの方もかなり大変になってしまうと思います。誘引されないように、コロニーができないような配慮として、整地されてここに大きな裸地ができるタイミングをずらすという配慮をしていただきたいと思います。以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。事業者の方、今の御助言を是非参考に、今後の対応を考えていただければと思います。よろしいでしょうか。

【事業者】 はい。手付かずというところはもう正にない、ほぼないような形の工程になりつつありますけれども、そこも注視しながら進めてまいります。

【奥会長】 ありがとうございます。他はいかがでしょうか。田中伸治委員、どうぞ。

【田中伸治委員】 御説明ありがとうございました。私からは交通に関することで質問です。配慮書の242ページ辺りに計画段階配慮事項の選定理由と選定しなかった理由が書かれています。工事車両に関することについては選定しないと。その理由として、現段階では工事計画の熟度が低いことに加え、工事中の影響は一時的であること、工事工程の調整などによって平準化が可能といったことが書いてあります。最初の二つの工事計画の熟度が低いことと、工事中の影響は一時的であることが、理由としては私には理解ができません。いずれきちんとした工事計画ができてくるとは思うのですが、その段階で配慮事項に選定するつもりがあるのかどうか。あとは、工事というのはいずれは終わるので、どんな工事も一時的であるので、それを理由として良いのかなとも思うのですが、この辺りいかがでしょうか。

【奥会長】 はい、それではお答えをお願いいたします。

【事業者】 お答えさせていただきます。まず、今回計画段階配慮事項として選定した内容につきましては、発電所アセスの手引（「発電所に係る環境影響評価の手引」、令和6年2月、改訂経済産業省産業保安グループ電力安全課）に基づいて行っております。この手引きでは、重大な影響を受けるおそれとして、例えば、直接改変等の保全対象の消失、縮小が回避できない場合があります。次のイ、ロに該当する場合は重大な影響を受けるおそれがある場合としては取り扱わず、要は、計画段階配慮事項としては取り扱わないで良いですと書いてあります。

イとしては、環境保全措置を講じることにより影響を回避、低減が可能と考えられる場合ということです。先ほどの私の方でも御説明したのですが、大気質に関しても低NO_x燃焼器の採用とか今後適正な環境保全措置を講じることで比較的には重大な影響はないと想定したのですが、配慮書の基本として複数案を設定するということがありますので、煙突高さの複数案を設定できたので、今回は重大な影響はないとしても、計画段階配慮事項として選定させていただいたというところがあります。

ロで影響が可逆的、短期的又は限定的である場合ということがありまして、こちらがまさしく工事関係になります。工事関係に関しては、先ほどの工程表では少し長いのですが、今後の施設の稼働と比較すれば比較的短い期間ということで、影響が短期的という判断をさせてい

ただ、工事に關しては、計画段階配慮事項として全て今回は選定していないということがあります。事例という言い方をすると大変申し訳ないのですが、他事例でも大体工事關係に關しては計画段階配慮事項として選定しないというところがあります。

ただし、今後、先ほど田中伸治委員のおっしゃったとおり、事業計画が固まってきて、工事計画が固まってくるので、そういう場面に関しましては、計画段階配慮事項ではなくて、環境影響評価事項として検討して、やるやらないを判断させていただきたいと思っています。

【奥会長】 田中伸治委員、いかがでしょう。

【田中伸治委員】 御説明ありがとうございます。そうすると、こういう発電所に關係する（法）アセスでは、（計画段階環境配慮書に關しては）工事による影響を選定することは基本的にはないと理解すればよろしいのですかね。

【事業者】 法に該当する火力発電所のアセスでは、計画段階配慮書に關しては、ほぼないと思っています。

【田中伸治委員】 そうですか。分かりました。

【奥会長】 よろしいですか。今後の手続においては、おそらく選定されていくということになるかと思しますので、そのときにまたしっかりと見ていただければと思います。他はいかがでしょう。御質問などはございませんか。大丈夫でしょうか。

一点だけ。新設されて、出力が大きくなった分、他の事業所に送電されるということなのですが、送電網については今回の事業計画の中にそもそも入っているのかどうかということも、細かいですが確認させていただければと思います。事業計画の範囲が非常に分かりにくいですよ、御説明だけではということなのですが、いかがでしょうか。

【事業者】 送電網につきましては、弊社の系統電源と言われる東京電力パワーグリッド（株）の送電網に繋げています。これは既設の火力発電所になるのですが、新しい発電所についても同様に、ほぼ同じ場所にケーブルを繋げて、そこからは全て既存になります。今の東京電力の送電網を使って送るという形になります。新しいケーブルは、川崎の臨海部の扇町地区と言われるところの近くに弊社の変電所を持っておりまして、ちょうどこの運河を渡った左側のエリアにございます。この変電所のすぐ近くに東京電力の送電網 15 万 4 千 V のケーブルがあり、そこに接続する形になります。この下流側に弊社グループの事業所が関東に散らばっているわけですが、関東圏内は全て既存のケーブルで、新たなアセス対象となるような工事は出てこない計画でございます。

【奥会長】 はい、分かりました。運河を渡って左側にある変電所に繋ぐところだけは新しくケーブルを敷設するという御説明ですか。

【事業者】 はい、そうです。

【奥会長】 そこは、今回のアセスの範囲には入っていますか。

【事業者】 対象としています。

【奥会長】 分かりました。そこが明確になれば大丈夫だと思います。ありがとうございます。他はいかがですか。よろしいでしょうか。

横田委員、どうぞお願いします。

【横田委員】 ありがとうございます。

今回、温排水に関してあまり御説明がなかったので確認させていただきたいと思います。配慮書の項目選定しなかった理由のところ、温排水は排水しないと書かれているのですけれども、現状の観測されている海水温を超えるような温排水が排水されないということがあまり想定できないのですけれども、このような表記にされている根拠を教えてくださいなと思いました。

【奥会長】

はい、お願いします。

【横田委員】

(計画段階環境配慮書) 244 ページ、4.1-8 ページあたりです。

【事業者】

(244 ページを投影して) このページでよろしいでしょうか。(243 ページの) 水環境でしょうか。

【横田委員】

どちらにも書いてありますね。

【事業者】

最初に出てくるのは水環境の水温ですね。先ほども御説明したとおり、今は海水冷却を使っているのは2号だけです。将来もこの2号は稼働しつつ海水冷却方式ですけども、新しく作るGT-AからD、STまでは空冷で冷却水を冷やすので、基本的には一過性の温排水は増えないということがありますので、選定しないという理由になっています。

空冷式の冷却塔は、空気ですべて冷やした後に排水するというシステムですので、基本的には冷やした後の冷却水で、川崎市条例(川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例)に(放流する水域の水温)プラス10℃という規制がありますけれども、その管理は今と変えないという形で冷却水を一部排出することになるので、温度は変わらないということになります。

【横田委員】

排水の温度は変わらなくても、ボリュームが変わることによってエネルギーが大きくなるということはないのでしょうか。それほどの増加を見込んでいないということになるのでしょうか。

【事業者】

ボリュームは少し増える側だとは思いますが。法アセスですと、海水を取水して冷却水として使って出す一過性の排水で温度が上がるものを温排水と呼んでいます。今回は、工業用水を冷却水に使うことで水温が若干上がるということですので、よく言われている火力発電所の温排水、例えば原子力とか大容量の温排水に比べれば極々小さいものということで、周辺に与える影響はそういった大きい温排水に比べれば小さいのかなというふうには思っています。

【横田委員】

冷却方式に即した表記だということで理解します。ありがとうございます。

【奥会長】

他はいかがでしょうか。大丈夫でしょうか。稲垣委員、どうぞ。

【稲垣委員】

火災爆発等のことについて確認させてください。化学物質を取り扱う事業所ということもありまして、火災や爆発などに繋がらないように施設の耐震性能ですとか、例えば煙突の耐風性能などが重要なのではないかと考えております。煙突の高さについては2種類、複数案として設定されていて、周辺大気環境への影響ですとか眺望景観への影響を比較検討すると書かれておりますが、例えば、煙突の耐風性能みたいなものについてどのようにお考えか、外力の想定をどう考えているのかという辺りについて補足説明いただけますでしょうか。

【奥会長】

お答えをお願いいたします。

【事業者】

今の災害に対する考え方ですけども、基本的に環境影響評価に関し

ましては、環境への影響を評価するものになります。今、火力発電施設のマトリクス（スライド 25 ページ）を示しているのですが、そういう災害対策に関しては環境影響評価では取り扱わないというのが一つあります。

その上でなのですが、耐風性能に対しては煙突の強度というところなのかなとは思いますが。突風などの耐風性能は、ガスタービンを EPC で構築していく川崎重工業（株）とそこの前提条件を、この川崎で考えている気象環境の風や爆風等の考慮について、一度議論していきたいとは思いますが。今のところはそういったお答えにしかありませんが。

【奥会長】 稲垣委員、どうぞ。

【稲垣委員】 説明ありがとうございました。環境アセスの本流とは少し外れる話かもしれないのですが、間接的に構造物が壊れることによる火災ですとか爆発に繋がる可能性というのも否定できないです。今後、川崎重工業（株）と詰めながら進められるということなので、安全側に配慮いただければという感想を持ちました。以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、他にないようでしたら、事業者の方との質疑応答はここまでとさせていただきます。事業者の皆様、本日はどうもありがとうございました。御退出をお願いいたします。

（事業者退出）

オ 審議

【奥会長】 配慮書の段階では諮問、答申という形ではなく、審査会の意見を聴くということになっておりますので、審査会の意見を聴いた上で、市長は環境の保全の見地からの意見を作成することになります。

追加の御質問や御意見がございましたら、この場ですべて出していただければと思います。ございますか。大丈夫でしょうか。

では、追加で特に御意見がないようですので、本件に関する審議はこれで終了とさせていただきます。

事務局におかれましては、本日の審議を踏まえて市長意見の案を作成していただき、次回の審査会で御提示くださるようお願いいたします。

【事務局】 承知しました。

【奥会長】 本日の審議内容については、後日会議録案で御確認いただきますようお願いいたします。では、本日予定されていた議事が全て終了いたしましたので、事務局にお返しします。

【事務局】 本日の審議につきましては終了いたしました。傍聴の方は御退出をお願いいたします。

（傍聴者退出）

資 料 ・川崎事業所（扇町地区）火力発電設備リプレース計画（仮）に係る計画段階環境配慮書に対する市長意見形成のための意見聴取について（依頼） 事務局資料

・川崎事業所（扇町地区）火力発電設備リプレース計画（仮）計画段階環境配慮書に係る手続について 事務局資料

・川崎事業所（扇町地区）火力発電設備リプレース計画（仮）計画段階
環境配慮書について 事業者資料